

企工計第 136-14 号

平成 14 年 3 月 5 日

改正 15.10.1 国用計第 25 号

改正 18.1.25 国用計第 58-4 号

改正 22.6.1 国用計第 19-4 号

改正 27.5.11 国用計第 150508001 号

特例業務所管組織  
地方機関の長殿

国鉄清算事業用地部長  
(公印・契印省略)

### 競争参加者の指名基準について (通達)

指名競争に参加する者を指名するに当たっては、従来から、競争参加者の資力信用、技術能力等を勘案して慎重な審議がなされているところであるが、契約関係業務のなお一層の適正化を図るため、競争参加者の指名基準を下記のとおり定め、平成14年4月1日から施行するので遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、工事請負契約関係業務の適正化について(通達)(平成 15 年 7 月 28 日付け計工第 30 号)は、平成 14 年 3 月 31 日限り廃止する。

### 記

#### 1 工事の請負契約

##### (1) 請負申込者の指名

地方機関の長は、工事（契約事務規程第 2 条に規定する工事。以下同じ。）を指名競争に付そうとする場合は、特例業務所管組織契約事務規程第 29 条の規定により請負申込資格があると認定した者（特例業務所管組織工事請負申込資格取扱基準規程第 6 条に規定するもの。以下「確認該当者」という。）で、発注予定工事の予定価格に相応する等級以上に属するものの中から指名しなければならない。

##### (2) 請負申込者の指名の特例

ア 地方機関の長は、(1)の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的小さく、技術的難易度が比較的低いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の下位の等級に属する確認該当者を指名することができる。

イ 地方機関の長は、(1)の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的大きく、技術的難易度が比較的高いものにあつては、競争に

参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の上位の等級に属する確認該当者を指名することができる。

ウ 地方機関の長は、(1)の確認該当者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の予定価格に応じ、直近の上位及び下位の等級に属する確認該当者を指名することができる。この場合において、(1)の規定により指名する者がいないとき又は僅少であるときを除き、(1)の規定により指名する者の数を競争に参加する者の数の2分の1以上としなければならない。

エ 地方機関の長は、試験工事、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事又は特別な技術を要する工事に係る請負契約については、(1)及びウ前段の規定によるほか、当該工事の属する工事種類の確認該当者で2等級上位の等級に属するものを指名することができる。この場合においては、ウ後段の規定を適用しない。

### (3) 指名基準

地方機関の長は、請負申込者を指名しようとする場合は、次のアからクまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の確認該当者に偏しないように努めなければならない。

ア 不誠実な行為の有無

イ 経営状況

ウ 工事成績

エ 当該工事に対する地理的条件

オ 手持ち工事の状況

カ 当該工事施工についての技術的適性

キ 安全管理の状況

ク 労働福祉の状況

### (4) 運用基準

運用基準は、別紙1に掲げるとおりとする。

## 2 役務の請負契約

### (1) 請負申込者の指名

地方機関の長は、調査、設計、測量等の役務（特例業務所管組織役務請負申込者資格取扱基準規程（平成22年5月機構規程第11号。以下2において「規程」という。）第1条に規定する役務をいう。以下同じ。）を指名競争に付そうとする場合は、規程第10条の規定により請負申込資格があると決定した者（以下2において「確認該当者」という。）のうちの中から指名しなければならない。

### (2) 請負申込者の指名の特例

地方機関の長は、役務の内容により特にやむを得ない事情があると認めた場合は、確認該当者以外の者を指名することができる。

### (3) 指名基準

地方機関の長は、請負申込者を指名しようとする場合は、次のアからキまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の確認該当者に偏しないように努めなければならない。

- ア 不誠実な行為の有無
- イ 経営状況
- ウ 業務成績
- エ 手持ち業務の状況
- オ 当該業務における技術的適性
- カ 安全管理の状況
- キ 労働福祉の状況

(4) 運用基準

運用基準は、別紙2に掲げるとおりとする。

附 則

この達の役務の請負契約については、平成16年4月1日より施行する。

## 工事請負契約に係る指名基準の運用基準

指名基準の留意事項	
1. 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 建設工事等の請負契約に係る指名停止等の処理基準について（平成 15 年 3 月 26 日付国用計第 101-13 号通達。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 地方機関の発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、地方機関の長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められること。</p>
2. 経営状況	<p>会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3. 工事成績	<p>(1) 地方機関の発注工事について、「請負工事成績評定要領等の制定について（平成 16 年 3 月 26 日付国用計第 101-8 号通達。）に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去 2 年間 60 点未満である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 地方機関の発注工事について、工事成績の平均が過去 2 年連続して 80 点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>

<p>4. 当該工事に対する地理的条件</p>	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工事種類及び工事規模等に応じて当該工事を確実にかつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
<p>5. 手持ち工事の状況</p>	<p>当該地域における工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
<p>6. 当該工事施工についての技術的適性</p>	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</li> <li>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</li> <li>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</li> <li>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</li> </ol>
<p>7. 安全管理の状況</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 処理基準に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</li> <li>(2) 地方機関の発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</li> <li>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</li> <li>(4) 地方機関の発注工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</li> </ol>
<p>8. 労働福祉の状況</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が地方機関の長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</li> <li>(2) 地方機関の発注工事について、建築業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案すること。</li> </ol>

## 役務請負契約に係る指名基準の運用基準

指名基準の留意事項	
1. 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 地方機関の発注の役務の請負契約に関し、当該役務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>(3) 警察当局から、地方機関の長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共役務からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>
2. 経営状況	<p>会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3. 業務成績	<p>(1) 役務成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 感謝状を受けていること等役務の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
4. 手持ち業務の状況	<p>役務の手持ち状況からみて、当該役務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5. 当該業務における技術的適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該役務と同種又は類似役務について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該役務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似役務について実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該役務の作業条件と同等と認められる作業条件の役務について実績があること。</p> <p>(4) 当該役務の業種区分に応じ、必要と認められる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>

6. 安全管理の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</li><li>(2) 地方機関の発注役務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</li><li>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</li></ul>
7. 労働福祉の状況	<p>賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が地方機関の長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p>